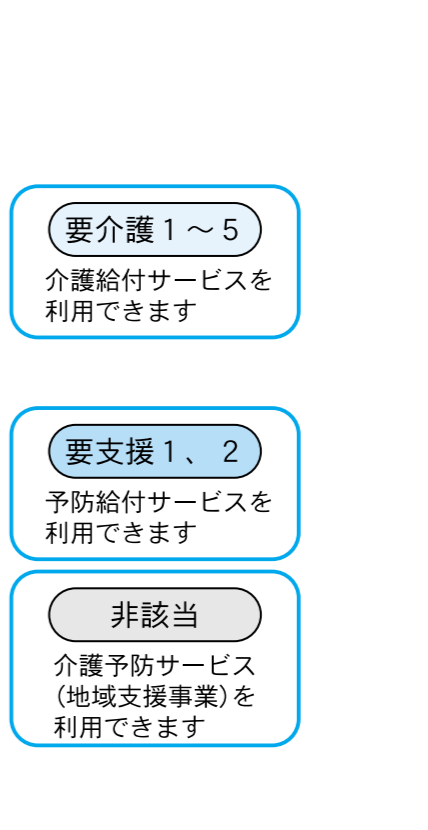
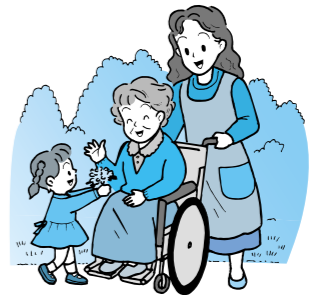


4月 介護保険制度が改正されます

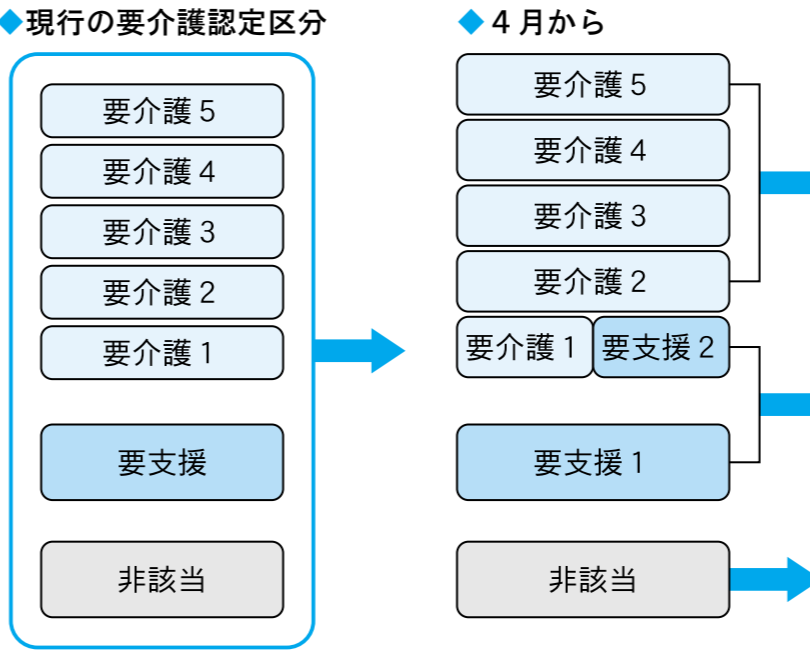
改正後の制度では、現行の介護給付サービスのほかに、「要支援1」「要支援2」の認定を受けた方が利用できる、介護予防中心の予防給付サービスが創設されます。

また、新たに地域支援事業が創設され、支援状態に至らない虚弱高齢者も、介護予防サービスを利用することができるようになります。

これに伴い、要介護（要支援、認定やサービスの内容が、次のように変わります。



① 要介護認定区分の変更



◎要介護1については、認定審査会の審査の結果に基づき、介護給付サービス、予防給付サービスのいずれかの利用となります。

② 介護予防中心の予防給付サービスの利用開始

「要支援1」「要支援2」と認定された方は、状態の維持や改善を図るために、本人の状態に合った予防給付サービスが、4月1日から利用できます。

なお、現在「要支援」「要介護1」の認定を受けている方は、認定の有効期間終了日まで、引き続き現在受けている介護給付サービスを利用できます。

③ 介護予防サービス（地域支援事業）の利用開始

「非該当」「認定を受けていない虚弱高齢者」は、要支援・要介護の状態にならないために、健康体操や

介護保険の高額介護サービス費の制度が一部変わります

要介護（要支援）認定を受けた方が介護保険サービスを利用する場合、利用料の1割が自己負担となります。

ただし、1割負担額の合計が一定額（上限額）を超えたときは、その超えた分が申請により高額介護サービス費として支給（払い戻し）されます。

1割負担額の上限は、下表のとおり所得に応じて決まっています。

◆平成17年9月利用分まで

区分	1か月の負担上限額
生活保護受給者および高齢福祉年金受給者で世帯員全員が住民税非課税の方	15,000円
世帯員全員が住民税非課税の方	24,600円
世帯員のどなたかが住民税課税の方	37,200円

変更

◆平成17年10月利用分から

区分	1か月の負担上限額
生活保護受給者および高齢福祉年金受給者で世帯員全員が住民税非課税の方	15,000円
世帯員全員が住民税非課税で、利用者の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	15,000円
世帯員全員が住民税非課税で、利用者の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	24,600円
世帯員のどなたかが住民税課税の方	37,200円

◎福祉用具購入、住宅改修、紙おむつ購入の1割負担額および施設利用に係る食費、居住費（滞在費）、日常生活費等の保険外の負担は高額介護サービス費の対象とはなりません。

支給の対象となる方には、サービス利用の4か月後に介護保険課から支給のお知らせと申請書を郵送します。

利用料を支払ってから2年を過ぎると申請できませんので、申請書が届いた方は、お早めに申請してください。

平成18年2月以降に申請をされる方…1度申請された方は、2回目から申請の必要はありません。

◎初回の申請により振り込み口座が登録され、2回目以降は支給の通知とともに、支給額が自動的に登録口座に振り込まれます。口座を変更の場合は、再度申請が必要です。

平成17年10月以降の申請をされる方…利用料の領収書の添付は必要ありません。

◎平成17年9月分までの申請には、領収書の添付が必要です。

介護保険の高額介護サービス費の改正は、市ホームページ（アドレスは表紙参照）でもご覧いただけます。

問い合わせ 介護保険課 ☎2998-9420・FAX2998-9410

④ 認定調査と主治医意見書の変更

認定調査項目（79項目）に新たに次の3項目が追加となり、主治医の意見書についても見直されます。

追加となる3項目：▼日中の生活▼外出頻度▼家族・居住環境▼社会参加等の状況の変化

主治医意見書の見直し：介護の原因となる傷病の安定性や生活機能の改善などの見直し

⑤ 新しい要介護（要支援）認定の開始時期

◆新規または変更申請をする方：4月1日以降に申請があった方から新しい要介護（要支援）認定を実施

◆認定を更新する方：認定有効期間が3月31日で終了となる方から新しい要介護（要支援）認定を実施

⑥ 介護予防プランの作成

予防給付サービスおよび地域支援事業を受ける場合は、市内に設置される地域包括支援センター（現在の在宅介護支援センターを予定）が介護予防プランを作成します。

また、介護保険制度の改正は、市ホームページ（アドレスは表紙参照）でもご覧いただけます。

◎在宅介護支援センターの所在地等の詳細については、お問い合わせください。

問い合わせ ▼①②④⑤：介護保険課 ☎2998-9420・FAX2998-9410 ▼③：高齢者いきがい課 ☎2998-9147、保健センター成人保健課 ☎2998-1811・FAX2998-1178 ▼⑥：高齢者いきがい課 ☎2998-9120・FAX2998-1147

「生ごみリサイクル講演会」

生ごみが野菜をおいしくします

生ごみを堆肥化すると、生ごみの持っている栄養素（ミネラル）によって野菜がおいしくなります。

暮らしの中で、手軽にできる生ごみ減量の手法を学びます。

とき 3月19日(日)午後1時30分～4時

ところ 市役所8階大会議室

定員 申し込み先着200人

講師 東北大学名誉教授・山内文男さんほか

◎駐車場が狭いので、お車での来場はご遠慮ください。

申し込み・問い合わせ ▼平日：146・FAX2998-9399 ▼土・日曜日：リサイクルふれあい館 ☎29994-53374・FAX29994-1118（電話）

4月1日 市税滞納者に対する行政サービスの制限を拡大します

市税の納付に対する市民の公平性と信頼性を確保し、併せて納税に対する意識を高めていただくことを目的に、市税滞納者に対する行政サービスの制限対象事業を4月1日から拡大します。

すでに16事業で行政サービスの制限を実施していますが、新たに20事業を加え、全36事業になります。制限対象事業の行政サービスを申

◆新たに制限を拡大した事業

事業名	担当課（電話番号）
庁舎使用許可事業	管財課 ☎2998-9053
行政財産使用許可事業	
財産貸付事業	
建設工事等入札参加資格審査受付事業*	契約課 ☎2998-9058
物品等入札参加資格審査受付事業*	
市民保養施設利用補助金（利用券）交付事業	市民相談課 ☎2998-9092
ところバス広告掲載事業	交通安全課 ☎2998-9140
勤労者住宅資金貸付事業	商工労政課 ☎2998-9155
農業近代化資金利子補給事業	農政課 ☎2998-9158
農業経営基盤強化資金利子助成金事業	
農産物生産振興事業	
茶生産振興事業	
農業後継者等経営改善推進事業	
育英奨学事業	教育総務課 ☎2998-9232
遺児奨学事業	
私立幼稚園保護者負担軽減事業	教育施設課 ☎2998-9235
行政財産（教育財産）使用許可事業	
埋蔵文化財発掘調査経費負担事業	埋蔵文化財調査センター ☎2947-0012
行政財産（消防財産）使用許可事業	消防本部総務課 ☎2924-1312
物品等入札参加資格審査受付事業（医療センター分）*	市民医療センター総務課 ☎2992-1151

◎事業名中の※は、納税状況の確認を隔年から毎年拡大した事業です。

◆すでに制限を導入している事業

事業名	担当課（電話番号）
平和祈念式典派遣事業	政策企画課 ☎2998-9027
日本女性会議参加者募集事業	秘書広報課 ☎2998-9024
市ホームページバナー広告掲載事業	
国民健康保険被保険者の総合健康診断検診料助成事業	国保年金課 ☎2998-9131
事業所従業員定期健康診断料補助金交付事業	商工労政課 ☎2998-9155
中小企業退職金共済掛金等補助金交付事業	
失業者就職活動資金貸付事業	
離職者等開業資金貸付事業	
中小企業者融資あっ旋事業	
高齢者世帯住み替え住宅家賃助成金交付事業	高齢者いきがい課 ☎2998-9120
温暖化防止活動奨励金交付事業	環境総務課 ☎2998-9133
生ごみ処理機器購入費補助金交付事業	廃棄物対策課 ☎2998-9146
浄化槽整備補助金交付事業	
市営住宅事業	都市整備課 ☎2998-9208
水洗便所改造資金貸付事業	下水道総務課 ☎2998-9213
入学準備金貸付事業	教育総務課 ☎2998-9232

◎すでに制限を導入している事業の中には、確認する税目が異なるものがあります。

エコからのごあんない

★★★春休みリサイクル講習会★★★

◆牛乳パックで作るスツール（いす等）

とき 3月25日(土)午前10時～正午

持ち物 牛乳パック24本、セロハンテープ1巻、ボンド

参加費 500円（材料代）

◆裂き布ぞうりづくり

とき 3月26日(日)午前9時30分～午後0時30分

持ち物 木綿布（使い古しのシーツ、浴衣など）幅5cmに裂いたもの

参加費 100円（材料代）

【共通事項】

ところ リサイクルふれあい館・エコロ

定員 申し込み先着30人（小学4年生までは保護者同伴）

◎いずれも3月1日(日)からリサイクルふれあい館へ電話で申し込みください。

★★★3月の行事★★★

◆針の手ほどき（古布コサージュほか）

とき 3月4日(土)、18日(土)午前10時～

◆裂き織り体験（ランチョンマット）

とき 3月15日(日)午前10時～

◆裂き布ぞうり

とき 3月8日(日)午前10時～

◆裂き織り体験（コースター）

とき 3月10日(日)午前10時～

◎詳細については、お問い合わせください。

申し込み・問い合わせ リサイクルふれあい館 ☎2994-5374・FAX2994-1118/休館日…月曜日・祝休日/月曜日と祝休日が重なる場合は、翌日も休館（年末年始）へ電話

市では、経済的な理由から小・中学校にかかる費用やお困りのご家庭に対し、給食費・学用品費等を支給する奨助制度を設けています。

対象世帯 市内小・中学校に通学している児童・生徒がいて次のいずれかに該当する世帯

- ▼生活保護を受けている世帯
- ▼市民税の非課税世帯
- ▼児童扶養手当（満額支給）を受けている世帯
- ▼経済的理由でお困りの世帯（所得円以下/世帯構成により異なります）

◎このほか、特別な事情がある場合はご相談ください。

申請方法 3月1日(日)～4月17日(日)に、印鑑・保護者名義の預金口座（郵便局を除く）がわかるものを所持のうえ、小・中学校または市役所6階・教育総務課へ申請書を直接提出

◆1月2日以降に転入の場合

必要書類 収入のある家族全員の収入のいずれかを申請書に添付

◆就学援助制度

市では、経済的な理由から小・中学校にかかる費用やお困りのご家庭に対し、給食費・学用品費等を支給する奨助制度を設けています。

対象世帯 市内小・中学校に通学している児童・生徒がいて次のいずれかに該当する世帯

- ▼生活保護を受けている世帯
- ▼市民税の非課税世帯
- ▼児童扶養手当（満額支給）を受けている世帯
- ▼経済的理由でお困りの世帯（所得円以下/世帯構成により異なります）

◎このほか、特別な事情がある場合はご相談ください。

申請方法 3月1日(日)～4月17日(日)に、印鑑・保護者名義の預金口座（郵便局を除く）がわかるものを所持のうえ、小・中学校または市役所6階・教育総務課へ申請書を直接提出

◆1月2日以降に転入の場合

必要書類 収入のある家族全員の収入のいずれかを申請書に添付

◆奨学金制度

市では、市内に居住し、ご家庭の事情により修学困難な高校生に、次の奨学金制度を設けています。

- ◆育英奨学金：4月から高等学校または高等専門学校に入学が決定している素行良好・成績優秀な生徒（新1年生）で、本人および保護者が市税を滞納していない方
- ◎すでに高等学校または高等専門学校に在学している生徒（新2年生以上）で育英奨学金の受給申請をお考えの方は、定員の空き状況などについて教育総務課へお問い合わせください。

支給額 月額5,000円

◆遺児奨学金：4月から高等学校に入学が決定、または現在在学しており、不慮の災難などで両親または父母のいずれかを亡くした素行良好・成績優秀な生徒で、本人および保護者が市税を滞納していない方

支給額 月額5,000円

申請方法 3月31日(日)までに①申請書②校長の推薦書③誓約書④成績証明書⑤戸籍簿本・遺児奨学金申請者のみ⑥平成17年中の所得を証明する書類を市役所6階・教育総務課へ直接提出

◎に該当する書類 収入のある家族全員分の次の書類のうち1種類を提出してください

- ▼平成17年分所得税の確定申告書の写し（要受付印）
- ▼平成18年度（平成17年中所得）住民税申告書の写し（要受付印）

提出書類の配布 ①申請書②校長の推薦書③誓約書は、3月1日(日)から市役所6階・教育総務課（市内各中学校）で配布。また、市ホームページ（アドレスは表紙参照）からも入手可能

◎いずれも収入の多い方については、認定できないことがあります。制度内容の詳細については、お問い合わせください。

問い合わせ 教育総務課 ☎2998-9120・FAX2998-9118